

【表紙】
【提出書類】 変更報告書No. 3
【根拠条文】 法第27条の25第1項
【提出先】 関東財務局長
【氏名又は名称】 新日鐵住金株式会社
代表取締役社長 進藤 孝生
【住所又は本店所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
【報告義務発生日】 平成27年4月2日
【提出日】 平成27年4月9日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】 3
【提出形態】 その他
【変更報告書提出事由】 当該株券等に関する担保契約等重要な契約の変更

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社SUMCO
証券コード	3436
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	新日鐵住金株式会社
住所又は本店所在地	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	昭和25年4月1日
代表者氏名	進藤 孝生
代表者役職	代表取締役社長
事業内容	1.鉄鋼の製造・販売 2.産業機械・装置、鋼構造物、水道設備等の製造・販売 3.建設工事の請負及び建築物の設計・工事監理 4.化学製品、電子部品等の製造・販売 5.非鉄金属、セラミックス、炭素繊維等の製造・販売 6.コンピュータシステムの利用・開発に係るエンジニアリング・コンサルティング 7.貨物の運送及び倉庫事業 8.電気・ガス・熱等の供給事業 9.廃棄物処理・再生処理事業 10.不動産の売買・貸借・仲介 11.文化・福祉・スポーツ・研修施設等の運営 12.前各号に附帯する事業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	関係会社部 上席主幹 吉川 秀孝
電話番号	03(6867)2634

(2)【保有目的】

安定株主として長期保有を目的とする政策投資であるが、状況によっては、発行者との間の協議等が法令上の重要提案行為等に該当することがある。

(3) 【重要提案行為等】

--

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	71,700,150		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 71,700,150	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		71,700,150
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

(注) 保有株券等の数には以下の無議決権株式に係る株券等が含まれています。

株式会社SUMCO A種種類株式 150株

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成27年4月2日現在)	V	257,752,189
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		27.82
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		27.82

(注) 上記提出者の株券等保有割合には以下の無議決権株式に係る株券等が含まれています。

株式会社SUMCO A種種類株式 0.00%

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

1. 株主間契約及び株式引受契約

提出者は、平成24年3月8日付で、三菱マテリアル株式会社及びジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第壹号投資事業有限責任組合（以下、提出者、三菱マテリアル株式会社及びジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第壹号投資事業有限責任組合をそれぞれ「各引受人」という。）との間で締結した株主間契約（平成26年5月9日付株主間契約に係る変更契約を含む。）、及び各引受人と株式会社SUMCO（以下、「発行者」という。）との間で締結した株式引受契約（平成26年5月9日付変更契約2を含み、以下、「本件引受契約」という。）において、発行者の普通株式、A種種類株式（以下、「本A種株式」という。）及びB種種類株式（以下、「本B種株式」という。）について、以下を含む内容の合意をしている。なお、ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社はジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第壹号投資事業有限責任組合の無限責任組合員として本A種株式を保有している。

（1）B種種類株主総会での議決権行使

各引受人は、原則として、会社法第322条第1項に基づきB種種類株主総会の決議を要する行為を発行者が行うことを承認してはならない。

（2）譲渡制限

提出者及び三菱マテリアル株式会社は、原則として、一定の期間、相手方の同意なく、発行者の普通株式を取得等又は譲渡等しないこと等を合意している。また、提出者及び三菱マテリアル株式会社は、一定の条件のもと、相互に先買権を有する。各引受人は、原則として、平成27年5月11日までの間、本A種株式の譲渡等を行うことができない。

また、提出者は、本件引受契約において、以下を含む内容の合意をしている。

（3）発行者の遵守事項

発行者は、各引受人に対し、発行者作成の平成24年2月2日付事業再生計画の達成に係る合理的な努力義務、定期的な一定の書類の提出義務、一定の重要事実の報告義務、株式等の発行や剰余金の配当等一定の重要行為に係る事前の協議義務、配当可能利益の確保に必要な措置に係る合理的な努力義務、等を負う。ただし、発行者はジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第壹号投資事業有限責任組合に対して、及び記載の義務は負わないものとする。

（4）事業再生計画モニタリング会議の設置

発行者は、平成24年5月11日以降、取締役会の諮問機関として、発行者作成の平成24年2月2日付本事業再生計画の実行に直接に又は間接に関連する事項を幅広く検討する、事業再生計画モニタリング会議を設置し、一定期間内かつジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第壹号投資事業有限責任組合が本A種株式を一定数以上保有する限り、同会議を維持する。ただし、ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第壹号投資事業有限責任組合は、事業再生計画モニタリング会議に参加することは出来ないものとする。

（5）取得請求権の行使制限

各引受人は、本A種株式又は本B種株式に係る取得請求権を行使しようとする場合、取得請求日の一定期間前までに、発行者及び他の各引受人に対して書面で通知し、他の各引受人は、当該取得請求日の一定期間前までに発行者及び他の各引受人に書面で通知することにより、同時に当該取得請求権を行使することができる。

なお、各引受人は、本A種株式及び本B種株式に係る取得請求権の行使により発行される発行者普通株式の累計数が64,285,713株を超える場合には、超える部分について当該取得請求権を行使することができない。

（6）取得条項の行使制限

発行者は、本B種株式を交付してから1年経過するまでの間、金銭を対価とする本B種株式に係る取得条項に基づき本B種株式を取得することはできない。

2. 種類株式の処理に関する覚書

提出者は、発行者、三菱マテリアル株式会社及びジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第壹号投資事業有限責任組合と平成27年3月3日付で締結した種類株式の処理に関する覚書（以下、「本覚書」という。）において、発行者の本A種株式及び本B種株式について、以下を含む内容の合意をしている。

（1）本A種株式の取得

a) 金銭及び本B種株式を対価とする取得請求権の行使

各引受人は、平成27年5月11日に、各引受人それぞれが保有する本A種株式のうち50株の本A種株式について、金銭（1株につき1億円及び定款所定の経過A種配当金相当額）及び本B種株式（本A種株式1株につき、1株）を対価とする取得請求権を行使する（以下、「本行使」という。）。各引受人は、その保有する全ての本A種株式について、本A種株式に付された普通株式を対価とする取得請求権を行使できないものとする。

b) 金銭及び本B種株式を対価とする取得請求権の行使

各引受人は、発行者による本A種株式の取得を目的の1つとする発行者の普通株式に係る公募増資（以下、「本公募増資」という。）の払込みが完了することを条件として行われる発行者の資本金の額及び準備金の額の減少（以下、「本減資・減準備金」という。）の効力発生日、又は、平成27年5月11日のいずれか遅い日に、各引受人が保有する全ての本A種株式（本行使に係る本A種株式を除く。）について、本A種株式に付された金銭及び本B種株式を対価とする取得請求権を行使する（以下、「本行使」という。）。各引受人は、その保有する全ての本A種株式について、本A種株式に付された普通株式を対価とする取得請求権を行使できないものとする。

c) 前記a)及びb)の場合を除き、各引受人は、本A種株式に付された金銭及び本B種株式を対価とする取得請求権を行使できないものとする。

d) 前記a)及びb)の場合において、本A種株式に付された金銭及び本B種株式を対価とする取得請求権の行使に係る本件引受契約上の制限は適用されないものとする。

(2) 本B種株式の取得

a) 発行者は、平成27年3月25日に開催される予定の発行者の定時株主総会（以下、「本株主総会」という。）において発行者の自己株式（本B種株式）の取得に関する議案が適法に可決された場合、平成27年5月11日までに、以下の(ア)及び(イ)に掲げる内容による本B種株式の取得を行うために必要な全ての手続を行う。

(ア) 発行者が、本B種株式150株を、平成27年5月11日に、総額30億円（一株あたり2,000万円）を対価として取得すること（以下、「本自己株式取得」という。）。

(イ) 発行者が、本B種株式300株を、本行使がなされた日に、総額60億円（一株あたり2,000万円）を対価として取得すること（以下、「本自己株式取得」という。）。

b) 本自己株式取得は、以下の事項が当該取得の時点において全て充足されていることを条件とする。

(ア) 本株主総会において、平成27年4月14日を効力発生日とする発行者の90億円の資本準備金の額の減少（以下、「本減準備金」という。）に関する議案が適法に可決され、かつ、本減準備金の効力が発生していること。

(イ) 各引受人による本行使が行われていること。

c) 本自己株式取得は、以下の事項が当該取得の時点において全て充足されていることを条件とする。

(ア) 本株主総会において、本減準備金に関する議案が適法に可決され、かつ、本減準備金の効力が発生していること。

(イ) 各引受人による本行使が行われていること。

d) 各引受人は、本B種株式に付された普通株式を対価とする取得請求権を行使できないものとする。

(3) 本自己株式取得又は本自己株式取得が予定通りに完了しない場合の対応

本覚書締結後、各引受人による本行使が行われたにも拘わらず、当該各引受人について本自己株式取得が平成27年5月11日に完了しない場合、又は、各引受人による本行使が行われたにも拘わらず、当該各引受人について本自己株式取得が本行使の効力発生日に完了しない場合、若しくは本自己株式取得が平成28年3月10日までに完了しない場合（但し、本減資・減準備金の効力発生日が平成27年5月11日以前の場合には、本自己株式取得が平成27年5月11日までに完了しない場合）、当該各引受人と他の本覚書の当事者との関係において、本覚書は、同日の経過をもって効力を失う。但し、発行者及び各引受人は、他の本覚書の当事者より種類株式の発行者による取得及び各引受人による取得請求権の行使の時期の調整を含む本覚書の変更に関する申し出があった場合には、かかる本覚書の変更について合意を形成するよう誠実に協議する。かかる協議に際し、発行者及び各引受人は、既存株主の希薄化に対する懸念に配慮する方針をもって協議を進めるものとする。

3. 自己株式取得契約

提出者は、本覚書に基づき、発行者と平成27年4月2日付で締結した自己株式取得契約書において、発行者の本B種株式について、以下を含む内容の合意をしている。

(1) 本行使に係る本B種株式50株の自己株式取得

提出者は、平成27年4月2日付取得請求権行使請求書（その効力発生日は、平成27年5月11日）の提出により行われる本行使に基づき平成27年5月11日に取得する本B種株式50株について、本自己株式取得として、発行者に対し本B種株式50株を一株あたり20,000,000円を対価として平成27年5月11日に譲渡する。

(2) 本行使に係る本B種株式100株の自己株式取得

提出者は、平成27年4月2日付取得請求権行使請求書（その効力発生日は、本減資・減準備金の効力発生日又は平成27年5月11日のいずれか遅い日）の提出により行われる本行使に基づき本減資・減準備金の効力発生日又は平成27年5月11日のいずれか遅い日に取得する本B種株式100株について、本自己株式取得として、発行者に対し本B種株式100株を一株あたり20,000,000円を対価として本減資・減準備金の効力発生日又は平成27年5月11日のいずれか遅い日に譲渡する。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	平成24年10月1日付吸収合併に伴う承継(71,700,150株)
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)

【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地

第3 【共同保有者に関する事項】

1 【共同保有者 / 1】

(1) 【共同保有者の概要】

【共同保有者】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	三菱マテリアル株式会社
住所又は本店所在地	東京都千代田区大手町一丁目3番2号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	

勤務先住所	
-------	--

【法人の場合】

設立年月日	昭和25年4月1日
代表者氏名	竹内 章
代表者役職	取締役社長
事業内容	非鉄金属及び貴金属製品の製造、販売 セメントの製造、販売

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	総務部法務室長 松原 尚人
電話番号	03(5252)5203

(2) 【上記共同保有者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	71,700,150		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 71,700,150	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		71,700,150
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

(注) 保有株券等の数には以下の無議決権株式に係る株券等が含まれています。

株式会社SUMCO A種種類株式 150株

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成27年4月2日現在)	V	257,752,189
上記提出者の株券等保有割合(%) ($T / (U+V) \times 100$)		27.82
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		27.82

(注) 上記提出者の株券等保有割合には以下の無議決権株式に係る株券等が含まれています。

株式会社SUMCO A種種類株式 0.00%

2【共同保有者 / 2】

(1)【共同保有者の概要】

【共同保有者】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社
住所又は本店所在地	東京都千代田区大手町一丁目5番1号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成22年9月29日
代表者氏名	齋藤 進一
代表者役職	代表取締役社長
事業内容	投資業務

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	取締役 小林 賢次郎
電話番号	03(6268)0330

(2)【上記共同保有者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			150
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H

新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q 150
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		150
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

(注) 保有株券等の数には以下の無議決権株式に係る株券等が含まれています。

株式会社SUMCO A種種類株式 150株

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成27年4月2日現在)	V	257,752,189
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		0
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		0

(注) 上記提出者の株券等保有割合には以下の無議決権株式に係る株券等が含まれています。

株式会社SUMCO A種種類株式 0.00%

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】

- (1) 新日鐵住金株式会社
- (2) 三菱マテリアル株式会社
- (3) ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	143,400,300		150

新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A		-	H
新株予約権付社債券(株)	B		-	I
対象有価証券カバードワラント	C			J
株券預託証券				
株券関連預託証券	D			K
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E			L
対象有価証券償還社債	F			M
他社株等転換株券	G			N
合計(株・口)	O	143,400,300	P	Q 150
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R			
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S			
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T			143,400,450
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U			

(2) 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成27年4月2日現在)	V	257,752,189
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		55.64
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		55.64

(3) 【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数(総数) (株・口)	株券等保有割合(%)
新日鐵住金株式会社	71,700,150	27.82
三菱マテリアル株式会社	71,700,150	27.82
ジャパン・インダストリアル・ソリュー ションズ株式会社	150	0
合計	143,400,450	55.64